

山梨を支える企業とともに

ネオ・パートナー保証

- 信用保証協会をご利用いただいていないお客様のための保証です。
- 信用保証料の割引もあります。(※一部を除く)

業歴3年以上の中小企業者

・保証申込前の6か月間において、山梨県信用保証協会に保証債務残高がない方

・申込金融機関から推薦書の提出が受けられる方

・保証協会のCRD信用保証料区分が5区分以上の方

上記3つの要件すべてに該当するお客様にご利用いただけます。

■保証要件

- | | |
|---------|--|
| ・資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| ・保証金額 | 8,000万円以内 |
| ・保証期間 | 運転資金5年以内
設備資金7年以内(据置期間1年以内) |
| ・信用保証料率 | 通常保証料率から0.1%引き下げます。(0.35%~1.05%)
※ただし貸借対照表がない個人事業者は通常の1.15%となります。 |
| ・貸付利率 | 金融機関所定利率 |
| ・返済方法 | 元金均等分割返済 |
| ・担保 | 原則として不要 |
| ・保証人 | 原則として法人代表者1名 |

👉制度の詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル ☎ 0120-970-260

出会いから始まる信用保証
山梨県信用保証協会

■ご利用いただける中小企業者の方

○ほとんどの中小企業者のみなさまがご利用できます。

○個人・法人で、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当していれば対象となります。

業 種	資本金	従業員数
製造業など(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

許認可など | 許認可などが必要な事業を営んでいる場合は、その許認可などを受けていることが必要です。

※ 業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。詳しくは信用保証協会にお問い合わせ下さい。

■信用保証料率

○信用保証料率は、CRDの信用保証料率区分により、以下の通りとなります。

(年率 %)

	料率区分				
	5	6	7	8	9
保証料率	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

※ なお個人事業者の方で貸借対照表を作成する義務を課せられていない個人事業者であって、貸借対照表がない場合の信用保証料率は通常の1.15%となります。